

【改正民法／相続編】

ニュースレターをご覧いただきありがとうございます。資産税部の宮田雅世です。昨年7月6日に改正相続法が成立し、同月13日に公布されました。すでに施行されている自筆証書遺言の書き方についてと、今後施行される予定のものを簡単にご紹介します。



◆改正民法の施行予定日

1	2019年1月13日	自筆証書遺言の方式緩和
2	2019年7月1日	遺産分割に関する改正民法施行 遺留分制度に関する見直し 相続人以外の親族への特別寄与制度の創設
3	2020年4月1日	配偶者居住権の創設
4	2020年7月10日	自筆証書遺言の法務局での保管が可能

1. 自筆証書遺言の方式緩和について

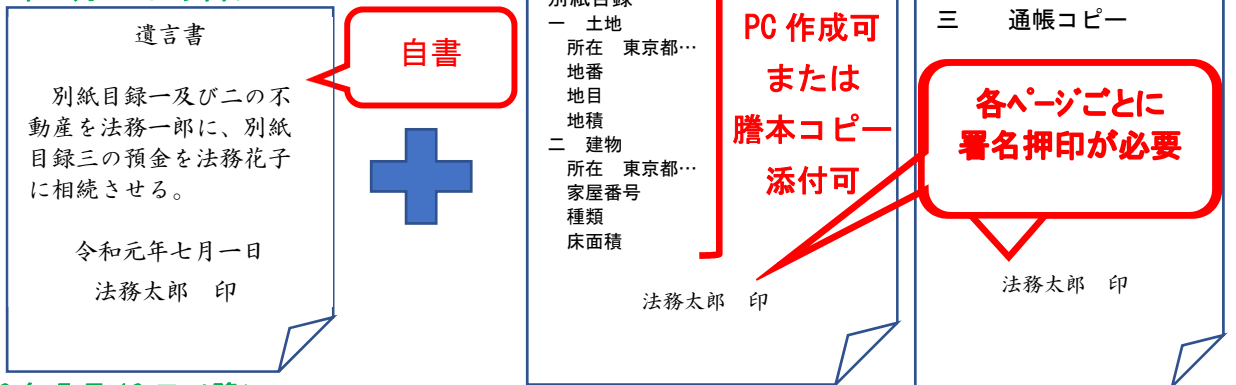
＜旧制度＞

いままで遺言書を作成するときは、遺言書の全文を自書する必要がありました。全文を自書するのは相当な負担があり、特に財産が多数ある場合には負担が重かったはず…

それが、1月13日以降、目録はパソコン作成でも可能となり、通帳コピーや不動産謄本のコピーなどの添付も可能となりました。



＜2019年1月13日以降＞



＜2020年7月10日以降＞

これらの自筆証書遺言が法務局で保管可能となります。これによって、遺言書の紛失や隠ぺい等の防止、遺言書の存在の把握が容易となります。

2. 2019年7月1日施行

- ①配偶者保護のための方策により、**婚姻期間が20年以上の夫婦間**で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、**持戻しの免除**の意思表示があったものとして遺産分割ができるようになります。
- ②相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、**遺産分割前にも払い戻しが受けられる**ようになります。
- ③相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる**特別寄与制度が創設**されます。

これらの詳細については、メルマガなどでもお伝えしていきますので、そちらもぜひご覧ください。

(資産税部／宮田 雅世)